

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例 (通称：景観支障防止条例) 及び施行規則の改正の方針について

◆改正理由

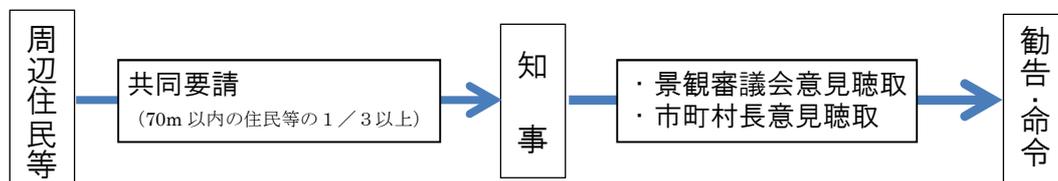
景観行政団体である県としては、昨年12月に「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定され、また、今後、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録を控えている等の状況を踏まえ、より積極的に良好な景観形成に取り組む必要があると考えています。このため、世界遺産周辺等の景観上重要な地域に存する著しく劣悪な景観を有する建築物等については、空き家対策の実施主体である市町村との関係に留意しつつ、その対策の強化方法を検討してまいりました。

今般、これらの景観上重要な地域については、従来の周辺住民からの要請に加え、市町村長からの要請により県が当該建築物等の所有者に対して命令等を行うことができる条例の改正を検討しています。

◆現状

○周辺住民等からの景観支障除去措置の要請

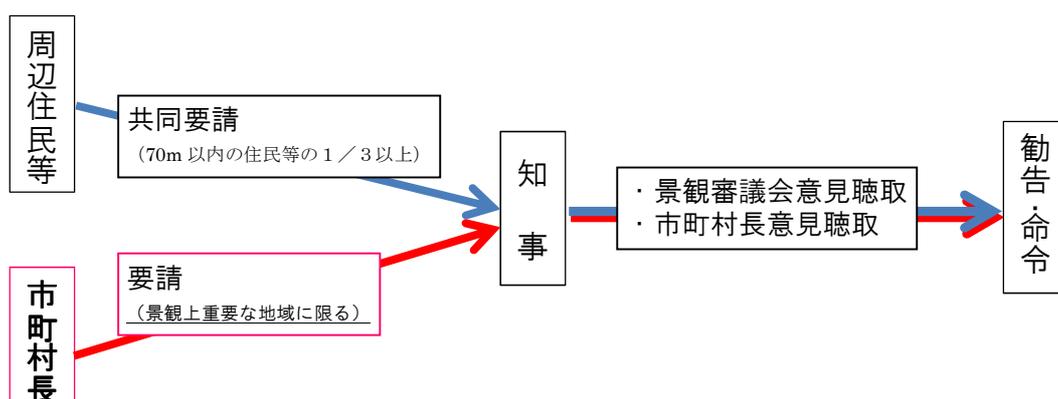
景観上支障となっている空き家等の未利用の建築物等の周辺住民等（住民、土地所有者、建物所有者）は、当該建築物等の改善、撤去命令等を行うよう知事に共同で要請し、知事は、必要があると認められる場合には、景観審議会意見聴取等、所要の手続きを経て建築物等の所有者等に対し、勧告、命令を行います。



◆改正案

○市町村長からの景観支障除去措置の要請の追加

和歌山県の良好な景観形成を進めていくうえで特に景観上重要な地域については、周辺住民等の要請に加え、市町村長が要請することも可能とします。



○景観上重要な地域とは

和歌山県景観計画では、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を含む地域の景観など、良好な景観の形成を推進する上で特に重要であると認める地域を「特定景観形成地域」として指定し、その中でも、特に良好な景観形成が必要な地域については、戸建て住宅の建築等を含む全ての行為を景観法に基づく届出が必要な地域として指定するなど、きめ細やかな基準により周辺の良好な景観への調和を求めています。

今回、市町村長による要請を可能とする地域については、和歌山県景観計画との整合を図り、特に良好な景観形成が必要な地域として以下を規定することとします。

1. 特定景観形成地域のうちで、戸建て住宅の建築等を含むすべての行為を景観法の届出対象とし、景観形成基準への適合を求めている地域（世界遺産バッファゾーン、国道 311 号、国道 168 号沿道）
2. 知事が県景観計画を踏まえ、特に重要として指定する地域

